



空き家バンク制度

空き家
バンク
とは

この制度は、空き家を売りたい方、貸したい方に空き家物件を登録していただき、その情報を市の専用サイト等で公開し、空き家の利用希望者へ情報提供する制度です。下田市内に空き家を所有し、利活用を検討されている方、または空き家の利用を希望される方は、ぜひ空き家バンク制度への登録をお願いします。

空き家バンクへの登録および利用の流れ

空き家所有者

空き家物件の登録を希望する方

- 市役所 産業振興課へ連絡**
制度についてご説明します。物件所在地や連絡先等をお伺いします。
- 市役所担当による物件の確認**
担当による物件確認を行います。登録可能な物件と判断した場合は次に進みます。
- 物件の登録及び情報の提供**
登録可能物件は物件登録申込を行っていただき、市のホームページや窓口で空き家情報を提供します。
- 物件見学**
利用希望者から物件見学の希望があった場合、市が物件立会者と日程を調整して、物件の見学を行います。

下田市役所 (空き家バンク)



※市では、空き家物件の情報提供や連絡調整を行いますが、空き家物件のあつせん・交渉・契約等は行っておりません。所有者と利用希望の物件に関する詳細な条件等の交渉は、当事者間で行っていただきます。

利用希望者

空き家の利用を希望する方



- 空き家情報の取得**
市のホームページや窓口で空き家情報の提供を行います。
- 市役所 産業振興課へ問い合わせ**
登録空き家物件の情報などに関するご質問をお受けします。
- 見学日時の調整及び利用登録**
市が物件見学の日程を物件立会者(所有者若しくは代理人)と調整します。下田市空き家バンク利用登録申込書を市に提出してください。
- 物件見学**
市役所に来ていただいて、市担当者・物件立会者とともに物件の見学をしていただきます。

交渉・契約

所有者と利用希望者の当事者間で交渉を行います。交渉や契約に不安がある場合は、宅建業者に仲介を依頼する方法をお勧めします。



ご相談ください!

空き家を
売却・賃貸
したい方

空き家に
住みたい方

下田市役所 産業振興課 地域経済促進係 (移住相談担当)



電話 0558-22-3914



FAX 0558-22-3910



メール sangyou@city.shimoda.lg.jp



HP http://www.city.shimoda.shizuoka.jp

下田市交流居住応援サイト

検索

